

平成 24 年版 パーフェクト行政書士 基本書  
【法改正・正誤のお知らせ】

平成 24 年 7 月 11 日  
(株)住宅新報社  
書籍編集部  
TEL. 03-6403-7806

【法改正等】 上記書籍に、以下のような法改正等による修正、追加が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	修正前	修正後
P344 本文 下 1 行目	、 <u>地方開発事業団</u>	<b>削除</b>
図中「特別地方公共団体」の欄	・ <u>地方開発事業団</u>	<b>削除</b>
P346 本文 下 1～4 行目	<u>①一部事務組合、②全部事務組合、③役場事務組合、④広域連合があります。ただ、現実に活用されているのは、一部事務組合と広域連合で、その他の 2 つは、現在のところ例はありません。</u>	一部事務組合と広域連合があります。
P347 表中「全部事務組合」及び「役場事務組合」に関する記述	<b>削除</b>	
P348 「6 地方開発事業団」に関する記述（本文上 3～11 行目）	<b>削除</b>	
P351 表中「議決事項/法定受託事務」の欄	法令で認める場合に限り <u>条例で追加可</u>	条例で追加可（国の安全に関すること等政令で定めるものは除く）
P359 下 11、12 行目	議員定数は <u>人口に応じて地方自治法に上限が定められており、地方公共団体は、その範囲内で、条例で自由に定め</u>	議員定数は、条例で定め
P615 下 15 行目	親権を行う者は、子の監護	親権を行う者は、 <b>子の利益のために</b> 子の監護
下 9 行目	親権を行う者は、必要な範囲内で	親権を行う者は、 <b>監護及び教育に必要な範囲内</b> で
P616 上 9 行目の次に追加	<p><b>⑥ 親権の喪失・停止</b></p> <p>父または母による虐待または悪意の遺棄があるときその他父または母による親権の行使が著しく困難または不相当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人または検察官の請求により、その父または母について、親権喪失の審判をすることができます。ただし、2 年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りではありません（法 834 条）。</p>	

	<p>父または母による親権の行使が困難または不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人または検察官の請求により、その父または母について、2年を超えない範囲内で親権停止の審判をすることができます（法 834 条の 2）。</p>	
下 9, 10 行目	<p>遺言で後見人を指定できます（指定後見人，法 839 条 1 項）。</p>	<p>遺言で後見人を指定できます。ただし、<b>管理権を有しない者は、この限りではありません</b>（指定後見人，法 839 条 1 項）。</p>
下 6 行目	<p><u>成年</u>後見人となることができます。</p>	<p>後見人となることができます。</p>
下 4 行目の末尾に追加	<p>未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使します（法 857 条の 2 第 1 項）。成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が共同してまたは事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができます（法 859 条の 2 第 1 項）。</p>	
P732 下 12 行目	<p>を超えています。こうした背景には、</p>	<p>を超えています。さらに 2010（平成 22）年度には 140 万世帯を超え過去最多となりました。さらに 2011（平成 23）年度には 151 万世帯と増加し、2012（平成 24）年 3 月の統計では 152 万世帯となっています。こうした背景には、</p>
P737 上 15 行目の末尾に追加	<p>しかし、2010（平成 22）年は 1.39 と上昇し、2011（平成 23）年も 1.39 となっています。</p>	